

③国際ロータリー第2670地区ロータリー財団委員会

財務管理計画書　【2019-20年度】

提出日：2019年　　月　　日

　　　　　　　　　ロータリークラブは、クラブの参加資格認定：覚書（ＭＯＵ）第３項の規定に従い、下記の通りロータリー財団補助金管理計画を定める。

Ａ　専用銀行口座

１　クラブが提唱する各補助金につき、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする別個の口座を開設し、維持する。また口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとする。

２　口座は、低金利、または無金利の口座であることとし、利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還する。

３　補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる。（ただし、これらに限られるものではない）

４　資金の支払いには2名のロータリアンが署名人となり、引き出し時にはその都度、財務報告書の「2 専用口座入出金確認表」に署名する。

（この内、第１署名人は口座名義人とし、第２署名人は実施年度の会長が望ましい）

５　補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておく。

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 種別 | □　普通預金　　　　　　□当座預金 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 | フリガナ |
|  |
| 第１署名人 | 署名 |
| 第２署名人 | 署名 |

Ｂ　財務管理

１　すべての領収書と補助金資金の支払いの記録、また、全ての経費支払い領収書が保管されていることを確認し、標準的な会計基準に則って会計を維持する。

２　補助金の申請書で承認された通りに、補助金資金を直接業者、受益者に配分する。

３　補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。

４　資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

2019-20年度会長　　　　　　　　　　　　　　署名　　　　　　　　　　　　20　　年　　月　　日

2020-21年度会長　　　　　　　　　　　　　　署名　　　　　　　　　　　　20　　年　　月　　日